

★三輪及び四輪の軽自動車(種別割)の税率

初めて車両番号の 指定を受けた 年月			平成27年3月 31日 以前【旧税率】	平成27年4月1日 以後【標準税率】	平成22年3月 31日 以前【重課税率】
車種区分					
4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
3輪			3,100円	3,900円	4,600円

★原動機付自転車・二輪車等の税率

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	50cc 以下または 0.6kW 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下 または 0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000円
	91cc 超 125cc 以下 または 0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc 超 250cc 以下)・被けん引車		3,600円
二輪の小型自動車(250cc 超)		6,000円
雪上車		3,000円
小型特殊自動車	農耕用(トラクター・田植機・コンバイン・トレーラ等)	2,000円
	その他(フォークリフト・ショベルローダー等)	5,900円